

法律相談

弁護士 楠田堯爾

「人身事故」についての相談

雪の降る日に見通しの悪いカーブでの車対車の正面衝突。

積雪のため対向車が見にくく、発見が遅れて衝突しました。気が動転して思わず「私が悪い」と言ってしまい、警察、保険会社とも全面的に私が悪いケースとして扱われることになった。相手はスーパーにアルバイト勤務する40歳の独身男性(70歳になる半身不随の生涯を持つ母親と同居)。相手の怪我は1週間との診断書が出たが、事故の3日後から首や背中が痛い、足に激痛が走ると言つて足繁く病院に通いだし、母親を病院に通わせるためにタクシー代をよこせ、仕事がアルバイトだから保障がないので生活費を出せと言い出した。保険会社と話してほしいと言っても聞かず、親子の生活費を要求。毎日留守番電話にかけてくるので留守番電話を切ると、朝から明け方まで電話を鳴らし続け、深夜に家の敷地に入ってきて大声でお金を要求する始末。警察を呼んだことも1度や2度ではなく、警察に相談しても「民事不介入」だからと取り合ってくれません。保険会社も強い態度に出てくれず、私も家族もノイローゼです。どうすれば解決できるでしょうか。



お困りの様子が判ります。一点一点申し上げましょう。

1 事故の時に原因をはっきりさせるべきでありました。可能な限り現場を保存して衝突位置を確定し、双方の責任を明らかにするべきでした。実況見分(現場検証)に時間がかかり、警察・検察庁の取調や供述調書の作成などに時間を要しますが、事実関係を明らかにすることは重要なことです。相手方は全治1週間の受傷のことありますから、あなたはたぶん業務上過失傷害で罰金を納めていると思います。損害賠償(民事事件)には時に刑事記録を参照します。刑事案件において不利益な事実を認めておりますと、民事事件においてもなかなかこれを覆すことは困難になります。最初に事実関係を明らかにしておくことの必要性はお判りいただけたと思います。

2 全治1週間の診断書だから「首や背中が痛い、足に激痛が走る」ことは絶対にあり得ないとは言えません。しかし不審であることは間違ひありません。双方の自動車の損害の程度なども参考にされるべきであります。それはそれとして、損害は事故と相当因果関係あるものに限られます。加えて、損害賠償の請求は社会通念からして相当(妥当)な方法によらなければなりません。我が国においては最終的には裁判によることとなります。その意味で、相手方の請求の仕方は異常であり、常軌を逸していると思います。

3 警察は、民事不介入を取り違えております。こ

の場合の「民事」とは、損害額は幾らであるとか、損害賠償をすべきであるとかないとかいうことであり、警察はこのことには介入できない(不介入)ということあります。いかに権利(損害賠償債権)があるといつても、人の平穏な生活を妨害することは許されません。このような常軌を逸した請求手段(強要罪・住居侵入罪など)を制止することこそ警察の職務であります。

4 相手方の異常な請求を止めるためには、まず弁護士に依頼し、弁護士から相手方に対して、損害賠償については誠意を以って臨むこと、異常な請求手段を用いることを止めることを相手方に通知するとともに、もし異常な手段による請求が続けられるときは法的手段をとるかもしれないことを警告するのがよいと思います。

5 それでも異常な請求が止まない時は、裁判所に、このような請求行為を差し止める仮処分を申し立てます。裁判所は、審尋といって、両者を呼び出し、事実関係を調べて、相手方の異常な請求行為を止めることを命ずる仮処分命令を出すと思います。また、これが話し合い(和解)の機会になることもあります。

6 損害賠償については、誠意を以って話し合っても解決しない場合は、「交通事故による損害賠償の相当額を協定する調停」の申立により話し合いの機会をもつとか、更には「債務不存在確認」または「債務一部不存在確認」の訴訟を提起して裁判所の適正な判断を得ることが加害者からでもできます。

以上の手続を順次とっていくのがよいと思います。